

## 第1回農林水産省改革推進本部における指摘に対する取組事例

指 摘 事 項	取 組 事 例
<p>本省から地方組織への情報提供を十分に行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方組織との情報共有を直接かつ迅速に行うため、既存の情報共有システムの改善に向けた検討作業を進めている。</u>（情報評価課）</li> <li>・ <u>IT技術を活用した本省と地方出先機関との会議を行うためのシステム整備に向けた検討作業を進めている。</u> 6月からの運営を目指す。（地方課、情報評価課）</li> </ul>
<p>地方組織に対し、新しい施策の趣旨や既存の政策を丁寧に説明すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>経営所得安定対策の交付金交付に係る総点検の作業について、課長名の説明レターを地方農政局等に送付し、好評を得た。</u>（経営局）</li> <li>・ <u>「輸入米穀買入委託契約書」の一部改正について、改正の背景及びポイント等を簡潔に説明した資料を添付した。</u> 地方での評価を受けるとともに、業界への説明の際にも活用されている。（総合食料局）</li> </ul>
<p>地方組織からの意見等に反応がないなどの指摘を踏まえ、地方組織との意志疎通を図るべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本省の対応に関する地方組織からの苦情を処理する「地方ホットライン」の運用要領案を作成した。</u> 第2回農林水産省改革推進本部において、要領案の了承を得て、3月より、運用を開始する。（政策課）</li> <li>・ <u>管内の本所とその出先機関の意思疎通を図るための「北海道農政事務所ホットライン」を設置した。</u>（北海道農政事務所）</li> <li>・ <u>「農林水産省改革チーム」に関する省内電子掲示板に寄せられた提言・意見に関する検討に着手した。</u>（総合食料局）</li> </ul>

指 摘 事 項	取 組 事 例
<p>国民からの要望等に対して、農林水産省の対応状況を返答すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民等から寄せられた潜在的なリスクの発見の端緒となる可能性のある<u>情報を一元的に管理するための体制及びマニュアルの試行版を作成した。</u> 2月下旬よりこれらの試験運用を開始する。(情報評価課)</li> <li>・ 国民等から寄せられた情報の処理を迅速・丁寧・的確に行うための<u>情報処理手順の改善・作成に取り組んでいる。</u>(経営局(保険課、保険監理官)、林野庁、東北農政局(検査課))</li> <li>・ 2月3日より、入札情報等の<u>ホームページを閲覧者の視点に立った構成に変更した。</u>(経理課)</li> <li>・ 基本計画の見直しに関する管内の意見・提案が少なかったことを反省し、<u>情報提供に関する問題点を議論し、結果をその後の情報提供に反映した。</u>(近畿局)</li> <li>・ <u>消費者ニーズにあった相談対応に向け、外部講師を招いた消費者相談担当者会議を2月に開催する。</u>(消(消費者情報官))</li> <li>・ 外部説明能力を高めるための訓練や研修に取り組む部署が広がっている。北陸農政局では、<u>マスコミの方を外部講師として情報伝達手法の研修を行った。</u>(北陸農政局)</li> </ul>

指 摘 事 項	取 組 事 例
<p>より充実した農林水産省改革の取組を行うべき。(外部からの出向者の意見や、民間の手法を取り入れるべき。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マニュアル作成に向けた準備として、<u>待遇に関する他省庁、民間の事例を収集、分析</u>した。結果を待遇マニュアル作成に活かす。(秘書課)</u></li> <li>・ <u>挨拶・待遇に関する民間企業の取組について、<u>民間からの出向者からの聴き取りや、直接、企業のマニュアル等を入手する</u>などして、<u>局独自のマニュアルを作成</u>した。(総合食料局、経営局(作成中))</u></li> <li>・ <u>外部からの出向者からの提言を受けるため、幹部との意見交換を実施</u>している。(国際部)</li> <li>・ <u>報道関係者と食品安全に関する意見交換会を継続的に実施</u>している。(消費・安全局)</li> <li>・ <u>民間からの出向者から、民間企業における意識改革の取組、挨拶運動の実践方法について説明を受けるとともに、農林水産省改革への取組方法に関する意見交換を計3回行った</u>。(改革推進室)</li> </ul>
<p>省幹部が改革への自分の考え、具体的な指示を発信すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部から <u>職員への訓辞、メールの配信等により改革への考えを発信</u>するとともに、<u>政策決定プロセスの評価・検証、業務再点検等では、局庁幹部と課長、課長と課員間の議論などを通じて、意識の共有</u>に取り組んでいる。</li> <li>・ <u>職員一人一人と向き合うため、農政局長が部署ごとに10名程度の職員と意見交換</u>を実施している。(近畿農政局)</li> <li>・ 幹部が <u>中堅・若手職員や外部からの出向者などと昼食を共にし、農林水産省改革等に関する意見交換</u>に取り組んでいる。(国際部、北陸農政局)</li> </ul>